

地域福祉団体等バス借上助成事業

令和8年度予算額：500万円

目的

- ・ 市内の地域福祉団体等が地域福祉や生きがいつくり、地域の絆を深めるために、貸切バスを借り上げて実施する事業において、その費用の一部を助成し、地域福祉の振興及び地域貢献活動の促進を図る。

事業内容

- ・ 助成金の対象経費は、貸切バスの借上料 ※ 通行料、駐車場使用料は団体負担
- ・ 助成金の額は、50,000円を上限
- ・ 助成金の交付は、各団体、年度内1回

対象団体

- (1) 自治会・地区コミュニティ
- (2) 老人クラブ
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 障害者福祉団体
- (5) サロン
- (6) その他福祉活動を行う団体で、町長が特に認めるもの

※ 福祉施設及び福祉施設の運営法人を除く。

対象事業

- (1) 地域福祉に関する事業
- (2) 健康保持を図り、生きがいを高める事業
- (3) 地域の絆を深め、仲間意識を高揚する事業
- (4) その他町長が特に認めた事業

※ 参加者が車両定員の半数以上であること。

手続

- ① [団体 → 町] バス借上日の30日前までに交付申請（見積書の写しを添付）
- ② [団体 ← 町] 交付決定
- ③ [団体] 事業実施（貸切バス借上）
- ④ [団体 → 町] 実績報告（請求書及び領収書の写しを添付）
- ⑤ [団体 ← 町] 助成金交付

※ 令和9年度利用からは、前年度に事前届出が必要になります。

